

田沢 減圧槽フロート弁及び仕切弁更新工事

特 記 仕 様 書

東 御 市

第1章 総 則

1.1 一般事項

本工事は契約規定、関係法規一般仕様、水道工事標準仕様書（日本水道協会）、設計図書ならびに監督員（以下、係員という）の指示に従い、誠実にし、完全なる施工をなすものとし、各項目において下記の諸法規に違背しないよう完全に施工すること。

- (1) 水道法（水道法施工令，水道法施工規則，水道事業法関係法令）
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 日本工業規格（J I S）
- (4) 日本水道協会規格（J W W A）
- (5) 日本ダクタイル鋳鉄管協会規格（J D P A）
- (6) 日本水道鋼管協会企画（W S P）
- (7) 硬質塩化ビニール管継手協会規格（A S）
- (8) 建築設備用ポリエチレンパイプシステム研究規格（P W A）

1.2 手続

本工事請負人（以下、請負人という）は、発注者並びに関係諸官庁に対する一切の手続を行うと共に常に密接な連絡を保ち、供用開始に支障のないようにしなければならない。また、これらに必要な経費は請負人の負担とする。

1.3 提出書類

提出書類は下記により提出するものとし、提出期限及び部数等については、係員の指示に従うものとする。

- (1) 工事着工届
- (2) 主任技術者届
- (3) 現場代理人届
- (4) 全体工程表
- (5) 下請業者承認願
- (6) メーカーリスト及び材料検査願
- (7) 承認図
- (8) 工事日報
- (9) 工事打合簿
- (10) 工事竣工図（2部）
- (11) 工事写真（1部）

(12) 材料納品書

(13) その他監督員が必要と認める書類

1.4 現場監理においては下記事項を考慮し、事故のないよう安全施工に努めなければならない。

- (1) 請負者は工事施工方法及び順序等についてあらかじめ係員の承認を受けなければならない。
- (2) 請負者は工事施工に必要な仮設建設物、主要機械設備及び材料置場等の仮設にあたっては係員と協議をし、承認を受けなければならない。
- (3) 請負者は工事の施工にあたって地域住民との関係に配慮し、問責等が生ずる事があってはならない。また、既設構造物、その他第三者に損傷を与えないように十分注意をし、万一損傷した場合はただちに係員に報告し、復旧あるいは補償の責任をとらなければならない。
- (4) 工事施工の担当者は担当経験を有する技術者とし、現場に常駐しなければならない。
- (5) 工事中は、常に災害防止のため遺漏のないよう配慮しなければならない。また、労働安全規則を遵守しなければならない。
- (6) 火気並びに引火性材料を使用する場合には、その保管及び取扱には関係法規の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。

1.5 工 期

本工事の工期は、 自 契約締結日から
至 令和9年2月26日までとする。

第2章 材 料

2.1 材料の仕様

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定された物を除き日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）日本水道協会規格（JWWA）等に適合すること。

2.2 材料の検査及び承認

本工事に使用する材料は、係員立会いのもとに使用前に承認願を提出し、その品質、規格、寸法、数量、メーカー等の検査、承認を受けるものとし、材料納入の都合上、検査が複数回となる場合には、総数量、検査数量および残数量が確認できるようにすること。また、その製品は、製造後1年以内のものに限る。

2.3 材料の保管

本工事竣工までの材料保管の責任は請負人にあるものとし、事故等の無い様に万全を期すること。

第3章 施 工

3.1 概要

本工事は、東御市田沢に設置されている減圧槽内のフロート弁及び送水管と減圧槽を繋いでいる箇所を設置されている仕切弁を更新するものである。

関係機関および近隣住民との調整を綿密に行い、早期完成を図るものとする。

3.2 施工

本工事請負人は、一般仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これらに明示していない事項であっても、施工上当然必要な施設は請負人において行わなければならない。既存上下水道管を損傷した場合、請負業者にて全額負担の上復旧するものとする。

3.3 変更範囲

本工事の施工上、必要あれば実施工事図を提出して、係員の承認を得て変更することができる。ただし、これは、仕様書及び設計図書の範囲内とする。

3.4 軽微なる変更

本工事施工中に他施設等の関係にて発生した軽微なる変更は、見積金額に増減なく施工すること。

3.5 配管技術者の資格

本工事における配管作業は、豊富な実務経験と知識を有し、熟練した配管技術者の資格を有するものがあたねばならない。また、施工に先立ち資格証の写しを係員に提出し、承認をうけるものとする。

3.6 石綿セメント管（アスベスト）撤去等に伴う注意事項

石綿セメント管の撤去に当たっては、「石綿障害予防規則（平成17年2月厚生労働省令第21号）及び廃棄物処理等関係法令に基づくとともに、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」（平成17年8月厚生労働省健康局水道課）を活用適切に処理すること。（石綿作業主任者（石綿作業主任者希望講習会終了者）を選任すること。）

3.7 離脱防止対策

メカニカル継手の部品を使用する際には、離脱防止継手付きもしくは離脱防止機能付内蔵の継手等を仕様し、離脱防止対策を講ずること。

3.8 立合検査および承認

本工事の施工途中における構造物の位置、計画高等は、各施工段階においてその都度、係員の立合い、検査、承認をうけるものとする。

3.9 作業時間

本工事の作業時間については、あらかじめ係員と協議するとともに道路周辺の住民に迷惑のかからぬ様に留意し、工事が円滑に計られるようにすること。

3.10 進入道路の保守

残土運搬その他によって、道路を損傷した場合は、請負人の責において適切な補修を行うものとする。

3.11 通水試験

管布設完了後に係員立会いのもとに指定水圧、指定時間の通水試験を行ない、指定水圧にて指定時間保持されたとき合格とする。水圧が低下した場合は、漏水箇所を探知し、これを修理、改善した後に再び通水試験を行うこと。

3.12 路面の復旧

道路開削箇所における路面の復旧は、施工基面まで路盤を嵩上げ骨材の飛散防止処理を行うか仮舗装を施工し、一般車両および歩行者の通行障害にならないように配慮する。また、当日の作業終了時においては、必ず施工基面まで復旧するものとし、第3者への安全確保に留意するものとする。また、骨材飛散により、スリップ等による第3者への事故が無いよう適切な養生を行うとともに現場管理を徹底すること。

3.13 その他

- (1) 工事の施工にあたり、道路管理者及び所轄警察署長の交通規則に係る指示に従うとともに、沿道住民の意向を配慮し、各戸への入口通路を確保することはもちろん、所要の道路標識、標示板、保安柵、注意灯、照明灯、覆工等の設備をなし、交通の安全を確保すること。また、施工前には周辺住民及び地元区長等へ周知徹底すること。
- (2) 保安設備は車両及び一般通行者の妨げとならないように配置するとともに、常時適正な保守管理を行うこと。

- (3) 施工中はむろんのこと、夜間における事故等の無いように注意し、安全柵等の防護施設を設けること。
- (4) 現場において不明な点が生じた場合は、速やかに係員に報告し指示を仰ぐものとする。
- (5) 計画管路と既設埋設物が支障になる又はその恐れがある箇所においては、係員の立会いの下で試掘を行い、当該箇所の施工方法の指示を受けるものとする。
- (6) 既存管路の切断等においては、必ず係員および当該施設の管理者の承諾を得た後の施工とする。

第4章 工事記録写真及び工事完成図

4.1 工事竣工時における提出書類は、別紙、第1章総則 1.3 に定めるところによるが、本章においては工事記録写真及び完成図について明記する。

4.2 工事記録写真

- (1) 請負者は、工事着手に先立ち、「施行計画書 工事記録、写真撮影計画書」を作成し、係員に提出すること。
- (2) 工事記録写真は、後日の維持管理に供するものであり、工事の進捗状況、施工内容を把握して施工前及び施工後等、適切な時期に撮影すること。
- (3) 写真は、状況写真、品質管理写真、出来形管理写真とする。
- (4) 状況写真は施工の位置及び状況が容易に確認できるよう家屋等を背景に入れて撮影すること。
- (5) 品質管理写真は、検査、試験、測定等を行っている全景及び規格、規準等と照合または対比して確認できるように近距離から撮影すること。
- (6) 出来形管理写真は所定の形状、寸法が判定できるよう必ず寸法を示すリボンテープ等を入れて撮影すること。
- (7) 写真はカラー写真とすること。
- (8) 提出は、工事完了後において速やかに行い、提出部数は係員の指示するところによる。

4.3 工事完成図

- (1) 工事完成図は、工事記録写真とともに後日の維持管理の用に供するものであり、詳細にわたって作成しなければならない。
- (2) 工事完成図とは以下に示すものをいう。
 - ・ 平面図
 - ・ 構造図
 - ・ 詳細図（変更が生じた箇所は色分け等行い分かりやすく標記すること）
 - ・ オフセット図
 - ・ 係員が必要と認めたもの

- (3) 提出は、工事完了後速やかに行い、提出部数は係員の指示するところによる。
以上。